

鹿沼市

簡易公募型公共施設等解体工事プロポーザル要領

令和 8 年度鹿沼市防災行政無線子局 解体工事

令和 8 年 8 月

危機管理課

1 主旨

この要領は、解体工事に関して公募による簡易的なプロポーザル方式により受注候補者を選定するための手続きについて定めるものである。

なお、簡易公募型プロポーザル方式については、関係書類の提出により、審査及び評価を行い、履行に最も適した受注候補者を選定するものとする。

2 概要

- (1) 工事名称 令和 8 年度鹿沼市防災行政無線子局解体工事
- (2) 工事場所 鹿沼市入栗野ほか
- (3) 工事内容 パンザーマスト式無線子局の解体 5 基
- (4) 工事期間 契約締結日から令和 8 年 12 月 10 日まで

3 予算限度額

・ 3, 8 3 4, 0 0 0 円 (税込み)

4 対象子局

- (1) 尾ざく 設置場所：入栗野 667-3 水沢・尾ざく集会センター敷地
- (2) 出 口 設置場所：入栗野 267-1 地先
- (3) 大 栗 設置場所：中栗野 1081 大栗公民館・日光神社敷地
- (4) 菅 沼 設置場所：中栗野 806-2 菅沼集会センター敷地
- (5) 板 名 設置場所：中栗野 144 稲荷神社敷地

5 工事項目

- (1) 任意仮設
- (2) 解体工事 (参考図参照)
- (3) 廃棄物運搬処分
- (4) その他

6 解体工事について

解体する施設の範囲は、子局ごとに参考図のとおりとする。

(1) 共通事項

- ・解体工事に伴い周辺の構造物等を一時的に撤去・移設した場合は、原形のとおり復旧すること。
- ・パンザーマストの一部を残置する場合において、パンザーマスト下部の空洞は砂で埋戻しすること。
- ・解体後の整地は、以下のとおり行うこと。
 - ア) 整地高：現状の地盤高
 - イ) 材 料：現地発生土又は購入土で各層 300mm 程度毎に転圧を行うこと。
表層 100mm は砕石で復旧すること。

(2) 解体範囲 1（対象子局：出口・大栗・板名）

- ・地上構造物及び地中構造物を撤去すること。

(3) 解体範囲 2（対象子局：菅沼）

- ・地上構造物及び根巻コンクリートを撤去すること。

(4) 解体範囲 3（対象子局：尾ざく）

- ・地上構造物及び根巻コンクリート（GL-200mm まで）を撤去すること。

7 参加資格

- (1) 鹿沼市建設工事請負業者資格審査要綱（平成 22 年 3 月 24 日告示第 52 号）に基づく入札参加資格であって、「解体工事」の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 市内に本店がある者であること。
- (3) 参加申し込み開始日から契約締結までの間に本市の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 本工事に対する工種に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が、5,000 万円（建築一式工事である場合は、8,000 万円）以上となる場合は、特定建設業許可を受けている者であること。
- (5) 工事の施工に当たり建設業法第 26 条に基づく技術者を置くことができる者であること。
- (6) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に基づき、当該業種に関して、二次審査日から 1 年 7 月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている者であること。
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りではない。
- (8) 「12 注意事項」の内容に則した施工ができる者。

8 簡易公募型プロポーザルのスケジュール

	内 容	日 時
一次審査	参加表明書等提出	
	プロポ要領等の配布、参考資料の配布及び閲覧	令和 8 年 8 月 17 日（月）正午から 令和 8 年 9 月 2 日（水）午後 5 時まで
	現地説明会参加申込書の受付期間 （※希望者のみメール受付）様式第 4 号	令和 8 年 8 月 21 日（金）正午まで
	現地説明会の実施（※希望者のみ）	令和 8 年 8 月 24 日（月）
	参加表明書等に関する質問書の受付期間 （※希望者のみメール受付）様式第 5 号	プロポ要領等の配布日から 令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 5 時まで
	質問書の回答（HP にて）	令和 8 年 8 月 31 日（月）
	参加表明書（様式第 1 号）の受付期間 （持参又は郵送にて）	令和 8 年 9 月 2 日（水）午後 5 時まで
	一次審査（プロポ参加資格審査）	令和 8 年 9 月 4 日（金）
二次審査	選定・非選定通知（メールにて）	令和 8 年 9 月 7 日（月）
	提案書提出	
	提案書（様式第 2 号・3 号）の受付開始	令和 8 年 9 月 7 日（月）
	提案書に関する質問書（様式第 5 号）の受付期間 （メールにて）	一次審査選定結果の通知日から 令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時まで
	質問書の回答（HP にて）	令和 8 年 9 月 16 日（水）
	提案書の受付期間（持参又は郵送にて）	令和 8 年 9 月 24 日（木）午後 5 時まで
二次審査	二次審査	令和 8 年 9 月 25 日（金）
	特定・非特定通知書の発送	令和 8 年 9 月 28 日（月）

現場説明会での Q&A については、集約し一次審査の回答と合わせ HP にて周知する。

9 提出する書類

No.	内 容	提出時期	様式	正本	副本
1	令和 8 年度鹿沼市防災行政無線子局解体工事 簡易公募型プロポーザル参加表明書	一次審査時	様式第 1 号	○	-
2	提案書 ※実績等のわかる任意書式の別添資料を含む	二次審査時	様式第 2 号	○	-
3	見積書	二次審査時	様式第 3 号	○	-

（辞退の場合は、様式第 6 号の辞退書を提出すること）

10 審査方法

提出された書類を下記配点基準に沿って配点し受注候補者を決定する。評価は有無や可否の2択を基本とし、スケジュール管理のみABC評価とする。

	評価項目		評価基準の概要	配点
審査内容	施工業者の能力	解体工事実績	5年以内に民間工事を含め解体工事の経験があるか ※解体実績の資料（工事内容がわかるもの）を添付	5
		自社管理監督体制の確立	自社により十分な管理監督体制が確立できるか ※解体実績における施工体系図(写し)を添付	5
		産業廃棄物の処理実績（工事完成時にマニフェストE票まで添付）	適正に分別解体、産業廃棄物運搬処分ができるか ※産廃処理実績のマニフェスト(写し)を添付	5
	技術者の能力	主任技術者の解体工事実績	過去5年以内に解体工事経験があるか ※解体実績の資料（工事内容がわかるもの）を添付	10
	工事提案	環境への配慮	作業機器の低騒音及びCO2低排出への配慮 ※低騒音やCO2低排出への配慮がわかる資料を添付	5
			周辺住民の生活環境に配慮した交通規制方法及周知 ※上記への配慮がわかる資料を添付	10
		安全性への配慮	重機使用時に監視要員（作業者でも可）を配置できるか ※監視員配置がわかる資料を添付	5
		スケジュール管理	本要領で定めた工期を守るため、適切なスケジュール管理が行えるか 【評価とその係数】 A=1.0（工事工程表+明確な遅延防止策がある） B=0.5（工事工程表のみ） C=0（工事工程表も出せない） ※工事工程表及び遅延の防止を防ぐ提案内容を添付	10
	見積書	見積金額	計算式による価格の評価とする。 【計算式】 $40 \text{点} \times (\text{最低見積額} \div \text{当該見積額})$ ※整数未満を切り捨てる	40

※法令、本要領、建築工事仕様書に則していないと認められるものは審査を行わないことがあります。

1.1 契約事項等

- ・本工事は積算金額による契約ではない。本要領に基づき、一切の手段についてプロポーザル参加者が責任を持って定めるものとする。
- ・図面及び工事仕様書による契約とする。ただし、必要に応じて現地確認を行うこと。
- ・契約書は、「鹿沼市建設工事請負契約書」を使用する。
- ・契約保証金に関する事項
予算上限額 500 万円以上は、納付（契約金額の 1 割とする）すること。
- ・支払い条件
前金払 : 請求できる。
中間前金払 : 請負金額が 3 0 0 万円以上の工事は請求できる。
(ただし、契約締結時に部分払を選択した場合は請求できない。)
部分払 : 請求できる。
(ただし、契約締結時に中間前金払を選択した場合は鹿沼市中間前金払に係る事務取扱要領第 3 条に該当する場合を除き、請求できない。)

1.2 注意事項

- (1) 関係する法令に従い、適切な手続きと施工を行うこと。
- (2) 本要領や建築工事仕様書及び提出された提案書に則して施工すること。
※これらに則した施工がされていない場合は、契約解除となることがある。
- (3) 鹿沼市建設工事請負契約約款に従い、必要な手続き、報告、資料の提出を行うこと。
※鹿沼市工事資料一覧表を参考とする。
- (4) 工事にあたっては、定められた書類の整備を行い、必要な検査を受けること。
- (5) プロポーザルにて同点が複数ある場合は、追加提案を求める場合がある。
- (6) 審査内容に対する異議申立は受け付けない。
- (7) 審査結果については、契約締結後に特定者（＝契約締結事業者）を公表する。
- (8) プロポーザルに要した費用は参加者負担となる。
- (9) 提出された書類の返却は行わない。
- (10) その他記載無き事項は、監督員と協議し誠実に工事を履行すること。

1.3 提出及び連絡先について

鹿沼市役所 秘書室危機管理課 担当 高木、寺崎

住所 : 322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

電話 : 0289-63-2158 メール : kikikanri@city.kanuma.lg.jp